

## 6 今回の申告に関する主な改正点

### ■税源移譲に伴い、所得税税率が改正されました

税源移譲に伴い平成19年度から住民税の税率が一律10%になったことにより、平成19年分の所得税率が次のとおり改正されました。これによりほとんどの方は、所得税が減額となり「所得税+住民税」の負担は基本的に変わりません。

平成18年分まで(税源移譲前)			平成19年分から(税源移譲後)		
課税所得	税率	速算控除	課税所得	税率	速算控除
330万円未満	10%	0円	195万円未満	5%	0円
330万円以上900万円未満	20%	330,000円	195万円以上330万円未満	10%	97,500円
900万円以上1,800万円未満	30%	1,230,000円	330万円以上695万円未満	20%	427,500円
1,800万円以上	37%	2,490,000円	695万円以上900万円未満	23%	636,000円
			900万円以上1,800万円未満	33%	1,536,000円
			1,800万円以上	40%	2,796,000円

○税額の求め方＝課税所得×税率－速算控除

計算例：18年分…課税所得200万円×10% － 0円＝200,000円  
 19年分…課税所得200万円×10% － 97,500円＝102,500円 差引97,500円の減

### ■定率減税が廃止されました

定率減税が、所得税に関しては今回の申告分から廃止されます。住民税に関しては平成19年度分から廃止されています。

	11年(度)分～17年(度)分	18年(度)分	19年(度)分以降
所得税	税額の20%相当額を控除 (25万円を限度)	税額の10%相当額を控除 (12.5万円を限度)	廃止
住民税	税額の15%相当額を控除 (4万円を限度)	税額の7.5%相当額を控除 (2万円を限度)	廃止

### ■損害保険料が廃止され、地震保険料が創設されました

住宅や家財などの生活資産を対象とした損害保険契約などに係る地震等損害部分の保険料を支払った場合には、所得税については平成19年分以降、個人住民税については平成20年度以降から『地震保険料控除』の対象になります。この改正に合わせて『短期損害保険料』は控除対象外となりました。

控除内容	所得税 控除限度額	住民税 控除限度額
地震保険料契約に関する保険料	50,000円	25,000円
【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約 については従前の損害保険料控除を適用	15,000円	10,000円
地震保険料と長期損害保険がある場合	50,000円	25,000円